

令和6年度第1回いわき市環境審議会議事録

日 時 令和6年11月26日（火） 15:00～

場 所 いわき市文化センター 3階 大会議室

出席状況 15名中11名出席

委員の過半数の出席により会議成立（市環境基本条例第27条第2項）

会 長	原田 正光	出		
副会長	中根 まり子	出		
委 員	川崎 靖	欠	福井 朗子	出
	斎藤 七重	出	鈴木 一成	出
	湯澤 良一	欠	大和田 千恵子	欠
	草野 宏	出	大方 俊吾	出
	末永 明子	出	岩田 雅光	出
	緑川 広美	出	相坂 碧唯	欠
	横山 亜衣	出		

事 務 局 生活環境部長、生活環境部次長、環境企画課長、環境企画課長補佐、
環境企画係長、環境保全係長、環境企画係員3名、
環境監視センター所長、環境対策係長

- 議 事
- (1) （仮称）いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例（案）に係るパブリックコメントの実施について
 - (2) 市内大気汚染常時監視測定局の適正配置計画案に係るパブリックコメントの実施について
 - (3) 市環境基本計画に係るアンケートの実施について

配付資料

- | | |
|-------|--|
| 資料1 | （仮称）いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例（案）について |
| 資料2 | （仮称）いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例逐条解説（案） |
| 資料3 | 市内大気汚染常時監視測定局の適正配置計画案について |
| 資料4 | 環境に関する市民及び事業者アンケート調査の実施について |
| 資料5 | 環境に関するアンケート（環境に関するアンケート調査へのご協力について） |
| 参考資料1 | 市環境審議会について |
| 参考資料2 | 市環境審議会委員名簿 |

議事録署名	
-------	--

《会議の成立》

委員 15 名中 11 名の出席により、『いわき市環境基本条例』第 27 条第 2 項に規定する過半数を満たしており、会議の成立について事務局より報告。

《会議の開催形式》

議事録の作成については、議題に直接関係する発言及び説明内容を記録する「要点記録方式」で作成することが承認される。

- 議事** (1) (仮称) いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例
(案) に係るパブリックコメントの実施について
資料 1、2 により事務局説明

《質疑応答》

(委員)

- ・ 条例案を適用する再エネ事業の範囲は、太陽光、風力、その他水力やバイオマスなども該当するのか。
- ・ 適用する再エネ事業の発電出力は、事業の種類にかかわらず 10 キロワット以上となるのか。また、説明会を開催する際の地域住民の範囲も、種類にかかわらず出力ワットによって一律か。
- ・ パブリックコメントはどのように実施するのか。
- ・ 最近では災害が多いため、斜面などの危険な区域に設置しないという条例にしてほしい。
- ・ 住民説明会を開催する場合、その地区に入っている学校、教育委員会への説明等も入るのか。
- ・ 条例案について、特措法をベースにしていると思うが、法律よりも厳しくしたところはどこか。

(事務局)

- ・ 対象とする発電規模については、一般住宅の太陽光よりも大きく、事業用として一般的に設置される規模は約 10 キロワットであるため、すべて 10 キロワット以上としている。
- ・ 地域住民への説明は、説明会のガイドライン上、発電規模や環境影響評価対象かにより、その範囲が決まっている。
- ・ 条例に係るパブリックコメントは、制定の経緯に係る資料と逐条解説を示し、意見を聴くというのが一般的である。
- ・ 特定のエリアを禁止区域に設定して制限をかけるということになると、すでに稼働しているもの、現在 FIT・FIP の認定を受けている事業や土地を購入し測量しているようなところがあり、後出しの条例が、適法な権利の行使を規制できるのか、また、支払った土地の購

入や測量の費用の負担をどうするのかといった問題が考えられるため、許認可の取得や適正な運営についての行政指導に注力したい。

- ・ 説明会の範囲として、事業境界線から例えば 100 メートル、300 メートルの区域の住民と土地と建物を持っているということではあるが、範囲内に学校があれば、開催の通知を配布する可能性がある。
- ・ 法律を上回る規制は、よほどの理由がない限り認められないため、より強い規定になっているというのではなく、条例案の特徴的な部分について、三者協定の締結についての規定がある。そもそも FIT 法というものが規制する性質のものではないため、本条例は上乘せて規制するのではなく、届出について法を補完し、市としても情報を把握するという趣旨である。

議事 (2) 市内大気汚染常時監視測定局の適正配置計画案に係るパブリックコメントの実施について
資料 3 により事務局説明

(委員)

- ・ 前回の見直しから 12 年が経ったということだが、次の機会はまた 12 年後になるのか。
- ・ 測定局の運営と目的というのは地域の代表局ということだが、今回減らしたために、濃度の薄いようなところは除外されている。それで全体的な地域の代表値となるのか。
- ・ 短期高濃度局を減らしていくという方向性はわかるが、地域代表局は地域全体という表現となっているため、逆に汚染エリアの代表というような表現がいいのではないのか。
- ・ いわき市に限らず全国的に地域代表局は、汚染源のあるエリアも代表点をシミュレーションで決めて測定したデータを示しているのか。
- ・ 4 局か今までの 7 局で測定するかによって、データの扱い方はどのようになるのか。
- ・ 例えば、数値が今までは 0.01 だったところが、シミュレーションで汚染エリアのところの 4 点になって、0.02 に増えたというような結果にはならないのか。

(事務局)

- ・ 前回の見直しの際に、概ね 10 年を目安として見直すこととしていたが、シミュレーションの実施を前提としていなかったため、時間を要し今の時期になったが、引き続き同じかたちでやっていきたい。
- ・ これまでこういったシミュレーションをしてこなかったが、今回の配置ではシミュレーションを用いて、それぞれの測定局ごとの役割をまとめたものである。今回の配置は短期高濃度局という特異な物質だけを検知していた測定局を廃止するもので、地域代表の部分までをなくすものではない。濃度が非常に低くなってきて影響を及ぼすような状況になく、廃止をしても問題ないため見直しを図ったものである。
- ・ 表現については、大気汚染の常時監視のマニュアルに基づき分類している。

- ・ 測定局については、最低限設置しなければいけない数が決められていて、いわき市は4局である。その中で、7物質を測定しなければいけないということも決まっている。それをどういう局舎で測定すれば一番適正な観測ができるかということで選んでいる。
- ・ 市で測定をし、国、県どこでも公表ができて、システム上で1時間おきに公表していく。廃止により、短期高濃度局の一部はデータを取らなくなり、それぞれの局舎ごとにそのデータを取らなくなる部分があるが、過去のデータは蓄積され、配置の見直しにより全体を包括して見ていくことができる。
- ・ 基本的に環境基準を上回っているのは光化学オキシダントで、他は環境基準を満たし非常に低い値で推移しているという大前提の中で、4つに区切り測定していくものであるため、そうはならないと考えている。

議事 (3) 市市環境基本計画に係るアンケートの実施について
資料4、5により事務局説明

(委員)

- ・ 生物多様性がこれから議論になっていくのかと思うが、これに関しては認知度などを聞くようなことはしないのか。

(事務局)

- ・ 今後事業を展開した上で、次回環境基本計画の第四次のタイミングで考えたい。